

市内企業の再投資の促進及び周辺環境との 調和に関する状況報告書（案）

令和6年
枚方市

【 目 次 】

1. はじめに	1
2. 調査の背景・目的	1
3. 枚方市の現況	2
4. 工場立地法の概要	8
5. 枚方市の特定工場の現状	10
6. アンケート調査・ヒアリング調査の結果	11
(1) 調査目的	11
(2) アンケート調査の概要	11
(3) ヒアリング調査の概要	11
(4) アンケート調査結果	12
(5) ヒアリング調査結果	21
(6) 調査結果のまとめと課題	22
資料編	23
(1) 工場立地法の地域準則条例の制定状況（全国）	23
(2) 工場立地法の地域準則条例の制定状況（大阪府内自治体）	24

1. はじめに

枚方市は、大阪と京都の中間に位置し、市域の東側には緑豊かな生駒丘陵に連なる里山があり、西側には淀川が流れ、古くから淀川舟運の中継港として栄えるなど、江戸時代には東海道（京街道）の宿場町として賑わいをみせました。

その後、明治 43 年の京阪電車開通により郊外型住宅地として発展してきた枚方の産業集積は、繊維工業や農機具の製造、石鹼製造などを中心に始まり、昭和 30 年代には、市域を貫く国道 1 号枚方バイパスの整備に伴い、沿道には大阪紳士服団地や枚方企業団地、枚方家具団地、枚方鉄工塗装団地が造成され、企業立地が相次ぎました。特に枚方企業団地は、府内中小企業の郊外移転と経営効率化を目的に計画されたもので、府や市が企業団地を造成するのは全国初の試みでした。

平成 15 年には、関西文化学術研究都市の文化学術研究地区の一つである津田サイエンスヒルズに、大阪府と連携して研究開発型の産業施設の立地を促進し、平成 25 年度に企業立地を完了。これにより、枚方市の産業の大きな特色である 7 つの企業団地（大阪紳士服団地、枚方企業団地、枚方家具団地、枚方鉄工塗装団地、枚方東部企業団地、枚方工業団地、津田サイエンスヒルズ）が形成されました。

現在整備が進められている新名神高速道路や第二京阪道路、国道 1 号など、主要な幹線道路によりもたらされる交通利便を生かし、市内には多くのものづくり企業が操業しており、中小企業を中心に産業活動の盛んな街として発展しています。

こうした特色を生かしつつ、市内の産業集積や操業しやすい環境づくりを図りながら市内産業のさらなる活性化に取り組んでいくものです。

2. 調査の背景・目的

本市の産業の特色としては、様々な分野の企業、研究所等が集積する関西文化学術研究都市に位置し、研究開発も行う津田サイエンスヒルズをはじめ、府内で最も多い 7 つの企業団地が立地するなど、産業集積地域が多くあることがあげられます。小松製作所やクボタの基幹工場が所在したことで、協力企業である中小企業も多数点在し、大手企業の発展とともに、各種部品の製造が進み、生産用機械器具のほか、はん用機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、業務用機械器具製造業といった様々な企業が事業活動を展開しています。

しかし一方で、大阪府が令和 3 年に作成した「大阪の工場立地と低・未利用地の現状、課題」に関する報告書によると、枚方市内において建設から 38 年以上経過した工場は 64 件と報告されており、今後、老朽化による工場の建て替えや新設の動きが進むものと考えられています。

昭和 49 年に施行された工場立地法においては、一定規模以上の工場が生産施設を新たに増設する際には緑地の確保を求めています。市内には、法施行以前から立地している工場が多く、敷地内に新たに緑化可能な土地を確保できないことから、新規事業を展開していくための生産施設の増設や老朽化した設備の更新等にも支障をきたす状況となっています。特に、本市の産業の拠点となる工業系の用途地域が設定されているエリアでは、工場への再投資が進まないことから、市外への移転や撤退なども問題となっており、操業しやすい環境整

備は喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本報告書では、工場立地法で定める緑地規制等が事業活動に与える影響や課題等を把握するため、届出を行われた事業者を対象にアンケート調査を実施し、市内企業の再投資の促進及び、操業しやすい環境を整備するための基礎資料としてまとめるものです。

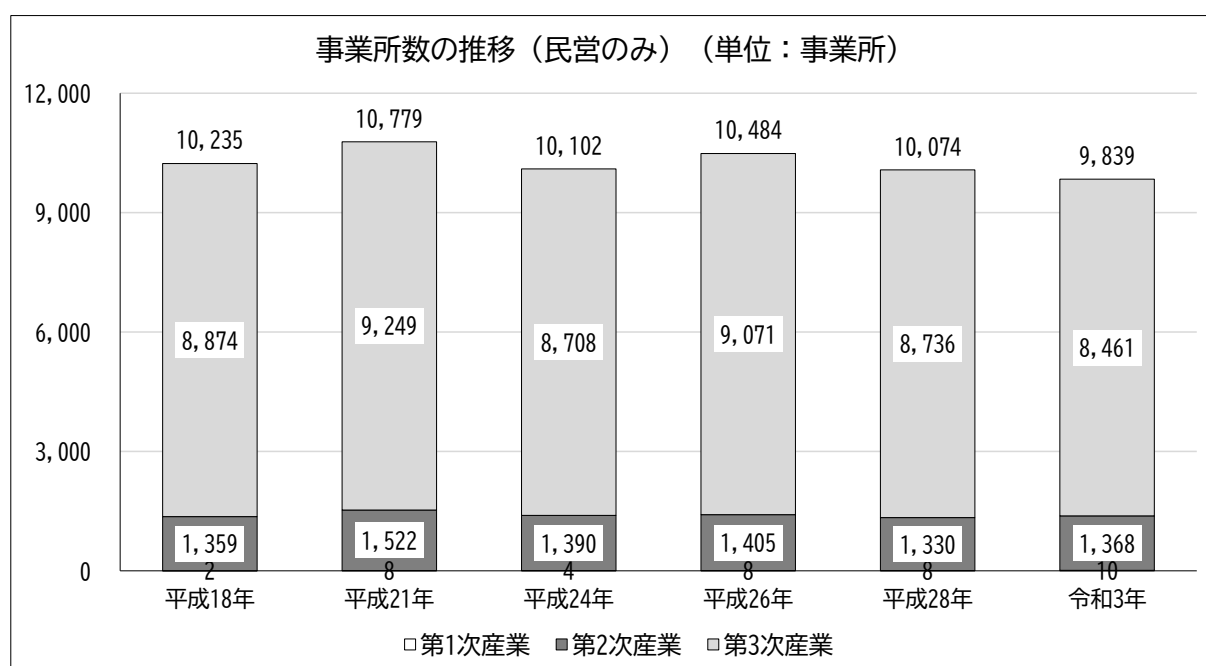
3. 枚方市の現況

(1) 産業

産業について、平成 18 (2006) 年からの推移を見ると、事業所数は令和 3 (2021) 年で 9,839 事業所となっており、概ね横ばいとなっています。

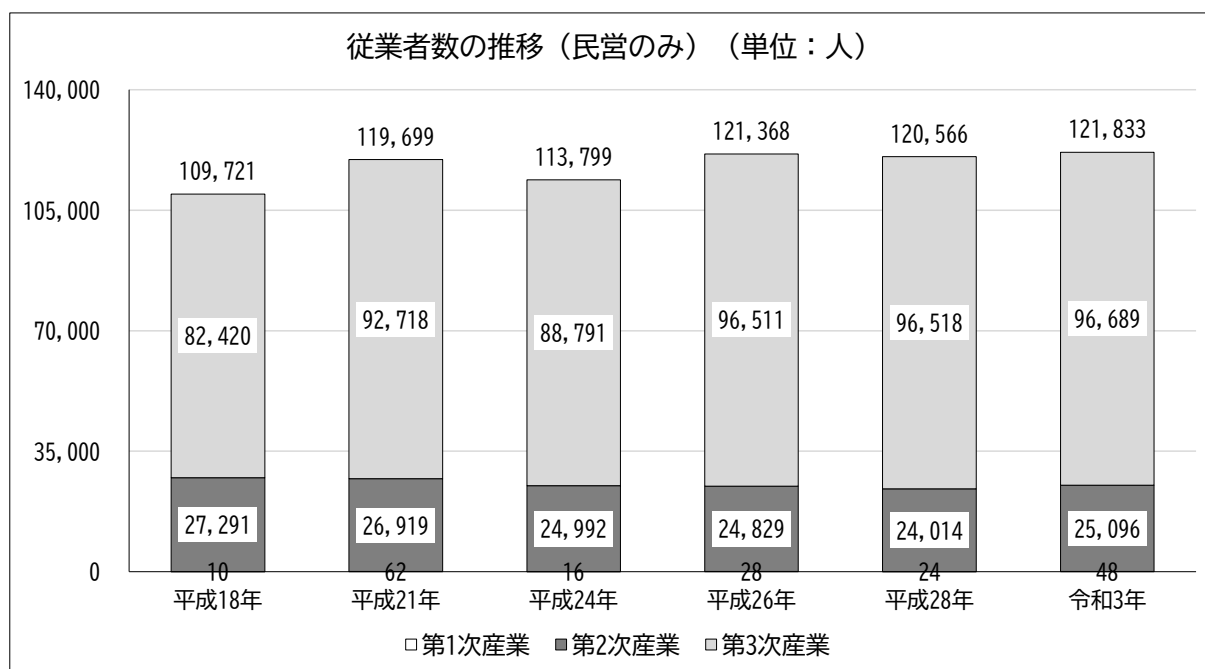
一方で、従業者数は令和 3 (2021) 年で 121,833 人となっており、微増傾向となっています。

この内、第 3 次産業の従業者数は、概ね増加傾向を示していますが、第 2 次産業の従業者数は概ね横ばいとなっています。



注) グラフ上の数値は総数

出典：枚方市統計書「事業所・企業統計調査（平成 18 年まで実施）、総務省統計局「経済センサス基礎調査」「経済センサス活動調査」（平成 21 年から）」より



注）グラフ上の数値は総数

出典：枚方市統計書「事業所・企業統計調査（平成18年まで実施）、総務省統計局「経済センサス基礎調査」「経済センサス活動調査」（平成21年から）」より

産業の大分類別（民営）の従業者数は、令和３（2021）年において、第１次産業が 48 人、第２次産業が 25,096 人、第３次産業が 96,689 人となっており、第３次産業従業者数が全体の約 79.4%を占めています。産業分類別の従業者数をみると、医療・福祉が 28,987 人（約 23.8%）で最も多く、次いで卸売業・小売業が 21,994 人（約 18.1%）、製造業 19,442 人（約 16.0%）となっています。

■産業大分類別（民営）事業所数、従業者数

区分	事業所数 (事業所)		従業者数 (人)	
	構成比 (%)		構成比 (%)	
総計	9,839	100.0	121,833	100.0
第１次産業	10	0.1	48	0.0
農業，林業	10	0.1	48	0.0
漁業	0	0.0	0	0.0
第２次産業	1,368	13.9	25,096	20.6
鉱業，採石業，砂利採取業	0	0.0	0	0.0
建設業	853	8.7	5,654	4.6
製造業	515	5.2	19,442	16.0
第３次産業	8,461	86.0	96,689	79.4
電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.1	63	0.1
情報通信業	76	0.8	437	0.4
運輸業，郵便業	188	1.9	5,440	4.5
卸売業，小売業	2,193	22.3	21,994	18.1
金融業，保険業	149	1.5	2,477	2.0
不動産業，物品賃貸業	778	7.9	2,918	2.4
学術研究，専門・技術サービス業	420	4.3	2,394	2.0
宿泊業，飲食サービス業	1,123	11.4	10,820	8.9
生活関連サービス業，娯楽業	1,007	10.2	5,385	4.4
教育，学習支援業	494	5.0	6,036	5.0
医療，福祉	1,431	14.5	28,987	23.8
複合サービス事業	48	0.5	738	0.6
サービス業(他に分類されないもの)	548	5.6	9,000	7.4

注：令和３年６月１日現在

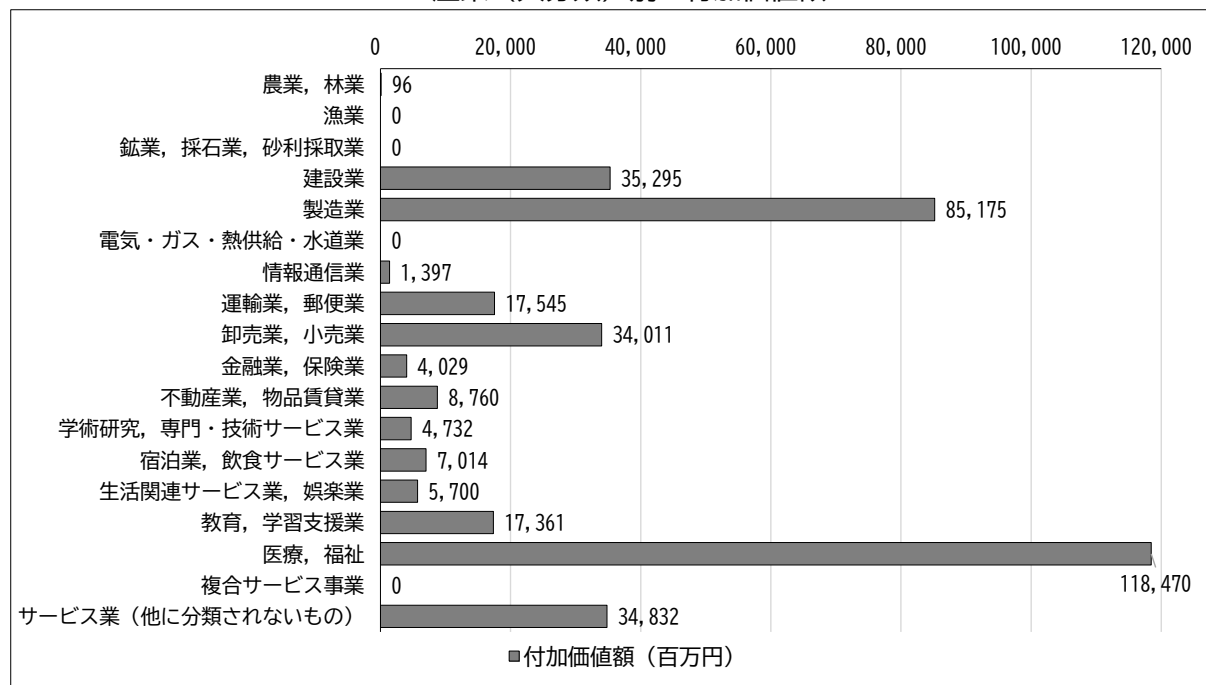
出典：枚方市統計書（総務省統計局「令和３年 経済センサスー活動調査」）より

市内産業（大分類）別の付加価値額（※）では、医療・福祉の付加価値額（1184 億 7000 万円）が 1 番多く、次いで製造業（851 億 7500 万円）が 2 番目に多くなっています。

■産業（大分類）別の付加価値額及び割合

産業（大分類）名	付加価値額（百万円）	構成比（％）
農業，林業	96	0.03％
漁業	0	0.00％
鉱業，採石業，砂利採取業	0	0.00％
建設業	35,295	9.43％
製造業	85,175	22.75％
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.00％
情報通信業	1,397	0.37％
運輸業，郵便業	17,545	4.69％
卸売業，小売業	34,011	9.08％
金融業，保険業	4,029	1.08％
不動産業，物品賃貸業	8,760	2.34％
学術研究，専門・技術サービス業	4,732	1.26％
宿泊業，飲食サービス業	7,014	1.87％
生活関連サービス業，娯楽業	5,700	1.52％
教育，学習支援業	17,361	4.64％
医療，福祉	118,470	31.64％
複合サービス事業	0	0.00％
サービス業（他に分類されないもの）	34,832	9.30％
合 計	374,417	100.00％

■産業（大分類）別の付加価値額



出典：令和 3 年経済センサス－活動調査

（※）付加価値額：企業の生産活動によって新たに生み出された価値です。

付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

(2) 法人市民税

法人市民税の調定額は、令和4年度では36億300万円であり、前年度より8億200万円増加しているものの、景気動向の影響を受けて増減を繰り返しています。

その中でも、製造業は法人税割調定額において最も割合を占める業種であり、令和4年度においては全産業の約51.1%と約5割を占め、税収における貢献度は高く、それだけに地域経済発展へのけん引力が期待されます。

■法人数及び法人市民税の推移

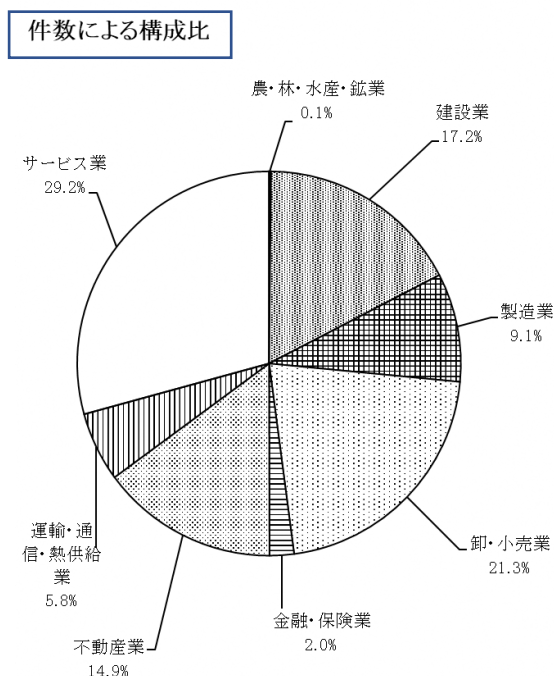
	法人数				法人市民税 調定額（百万円）			
	全産業	法人税割	製造業	構成比	全産業	法人税割	製造業	構成比
平成25年度	6,198	2,191	219	10.0%	3,824	3,141	1,572	50.0%
平成26年度	6,299	2,328	242	10.4%	4,719	4,026	2,265	56.3%
平成27年度	6,442	2,471	242	9.8%	4,218	3,515	1,851	52.7%
平成28年度	6,532	2,591	243	9.4%	3,788	3,067	1,211	39.5%
平成29年度	6,723	2,726	270	9.9%	3,639	2,889	1,518	52.5%
平成30年度	6,795	2,827	285	10.1%	4,314	3,565	2,102	59.0%
令和元年度	7,026	3,032	298	9.8%	3,867	3,123	1,525	48.8%
令和2年度	7,197	2,897	270	9.3%	2,936	2,214	901	40.7%
令和3年度	7,382	2,969	267	8.9%	2,801	2,045	755	36.9%
令和4年度	7,526	3,118	285	9.1%	3,603	2,814	1,437	51.1%

（参考）枚方市税概要（平成26～令和5年度版）

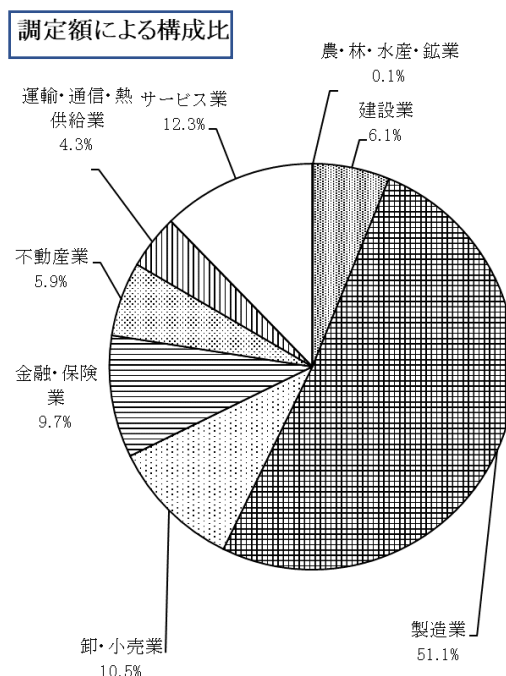
※ 法人税割欄は、法人税割課税企業数、法人税割調定税額を記載。製造業欄は、その内数を記載。

※ 構成比欄は法人税割課税企業数・調定額に対する製造業の構成比を表示。

■法人税割課税法人数による構成比（令和4年度）



■法人税割調定額による構成比（令和4年度）



(3) 用途地域の指定状況

本市は、市域の全てが東部大阪都市計画区域に含まれており、昭和 45（1970）年 6 月に市街化区域及び市街化調整区域（※ 1）を定める区域区分の当初の決定（いわゆる線引き）が行われ、それ以降に数回の見直しを経て、令和 5（2023）年 3 月時点においては、都市計画区域（※ 2）の面積の約 6,512ha に対して、約 4,192ha（約 64.4%）が市街化区域、約 2,320ha（約 35.6%）が市街化調整区域となっています。

市街化区域に対応する用途地域（※ 3）については、住居系用途地域 約 3,386ha（約 80.7%）、商業系用途地域 約 148ha（約 3.5%）、工業系用途地域 約 657ha（約 15.7%）を指定しています。

■用途地域の指定状況（令和 5 年 3 月時点）

分類	地域名	面積（ha）	面積割合（%）
住居系	第一種低層住居専用地域	約 908	約 21.7
	第二種低層住居専用地域	約 91	約 2.2
	第一種中高層住居専用地域	約 1,334	約 31.8
	第二種中高層住居専用地域	約 558	約 13.3
	第一種住居地域	約 266	約 6.3
	第二種住居地域	約 202	約 4.8
	準住居地域	約 27	約 0.6
	小 計	約 3,386	約 80.7
商業系	近隣商業地域	約 111	約 2.6
	商業地域	約 37	約 0.9
	小 計	約 148	約 3.5
工業系	準工業地域	約 332	約 7.9
	工業地域	約 95	約 2.3
	工業専用地域	約 230	約 5.5
	小 計	約 657	約 15.7
	合 計	約 4,192	100.0

区域区分	面積（ha）	面積割合（%）
都市計画区域面積	約 6,512	100.0
市街化区域	約 4,192	約 64.4
市街化調整区域	約 2,320	約 35.6

注）端数処理の関係で足し上げ数値が合計数値と合わない場合がある。

出典：枚方市統計書（令和 5 年版）より

※ 1：市街化調整区域

都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域として、都市計画法に基づき都道府県知事等が指定する区域のことです。市街化調整区域では、建物の建築、開発等は制限されます。

※ 2：都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して一体の都市として、総合的に整備し、開発及び保全する必要のある区域として指定されたものです。

※ 3：用途地域

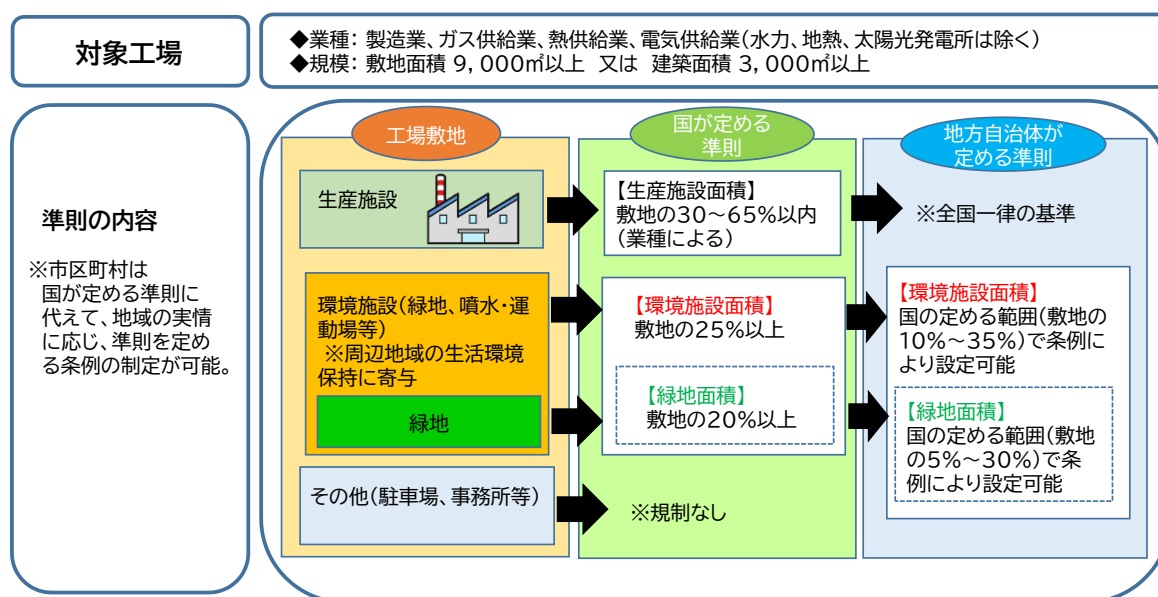
市街化の類型に応じて住居の環境の保護または業務の利便の増進を図るなど、適正かつ合理的な土地利用を実現するため、市街地を 12 種類の地域類型のいずれかに指定する都市計画のことです。

4. 工場立地法の概要

工場立地法は、工場の立地が周辺の生活環境に配慮しつつ、適正に行われることを目的とした法律で、高度経済成長を背景に進んだ国内の工業化とそれに起因する公害問題に対する対策として制定されました。

その後、地域の実情に沿った緑地整備の要請に加え、「公害防止技術の進歩等に十分対応していない」「老朽化した工場の建て替えの足かせとなっている」などの指摘が各方面から寄せられ、この間、何度かの法改正が行われてきました。さらに、平成24年4月以降には、工場立地法で規定する工場敷地内の緑地等について、市が準則を定め、その面積割合を規定できるよう、運用の見直しが行われています。

本市では、国準則に基づく運用としていますが、市内に立地する企業からは緑地等の面積割合の見直しを求める声も多く上がっており、地域の実情に合わせた運用に見直すことで、企業が所有する土地の有効活用が図られ、新たな設備投資や企業誘致も有利に進めることができるなど、産業振興を図る上でも大きな役割を果たすものと考えられることから、現在、緑地等の面積割合を地域の実情に沿った形で見直すことを検討しています。



○生産施設

(ア)製造工程等を形成する機械又は装置が設置されている建築物(工場建屋)

(イ)製造工程等を形成する機械又は装置で建築物の外に設置されるもの(屋外プラント)

工場立地法に基づく準則

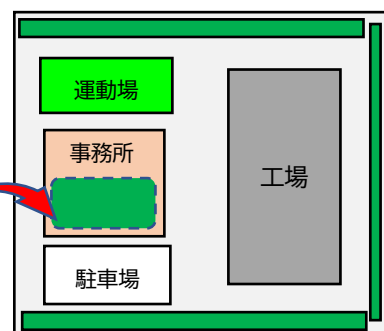
(1)国準則（法第4条）

経済産業大臣等は、製造業に係る工場又は事業場の立地に係る準則を公表する。

○告示による準則第2条、3条、4条

- ・環境施設(含む緑地)：25%以上（敷地の周辺部に15%以上配置）
- ・緑地：20%以上

※重複緑地、建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を掛けた面積の25%を超えて敷地の面積に算入できない。



○重複緑地

生産施設等と重複する緑地 例：緑化駐車場、パイプラインの下緑地、建物の屋上緑化施設、壁面緑地等

- ・昭和 49（1974）年 工場立地法施行
- ・平成 10（1998）年 都道府県及び政令指定都市は、緑地面積率、環境施設面積率について、国の定める範囲内において、従来の国による全国一律の基準に代えて、地域の実情に応じて地域準則を条例で定めることができるようになる。
- ・平成 24（2012）年 工場立地法における地域準則制定権限及び関連事務が全ての市に移譲。
- 工場立地法は、工場立地が周辺生活環境に配慮しつつ適正に行われることを目的とし、一定規模の工場は、敷地のうち環境施設面積率 25%（緑地面積率 20%）を確保することが求められています。
- 同法の適用以前に建てられた工場（既存工場）には緩和措置が適用されますが、今後建替えや設備投資を行うごとに、段階的に現行法の緑地面積率等へ近づける必要があります。

5. 枚方市の特定工場の現状

- 枚方市内には、製造業事業所が 515 力所（令和 3 年経済センサス - 活動調査）所在しています。
- 工場立地法に基づく届出が必要な枚方市内の工場（特定工場）は 40 力所所在し、そのうち、工場立地法適用以前から設置されている工場（既存工場）は 33 力所と約 8 割を占めています。
- 枚方市内の特定工場は、40 力所のうち 38 力所（95%）が工業系用途地域である工業専用地域・工業地域・準工業地域に所在しています。

■用途地域ごとの内訳

	工業専用地域	工業地域	準工業地域	市街化調整区域	第一種住居地域	合計
特定工場	26	4	8	1	1	40
うち、既存工場	22	4	5	1	1	33

<用途地域の内容説明>

- ・ 工業専用地域：工場のための地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
- ・ 工業地域：どんな工場でも建てられる地域。住宅や店舗は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
- ・ 準工業地域：主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられる。
- ・ 市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域。原則として、建物の建築、開発等は制限される。

■枚方市内の特定工場の環境施設面積率・緑地面積率（平均）

	環境施設面積率	緑地面積率
特定工場（40）	18.1%	15.1%
うち、既存工場（33）	12.8%	9.8%
既存工場以外（7）	26.7%	25.7%
【参考】 国準則	25%以上	20%以上

- 既存工場の環境施設面積率は平均 12.8%、緑地面積率は平均 9.8%。緩和措置に基づき、生産施設の建替え等を行うごとに、段階的に現行法の緑地面積率等へ近づける必要があります。
- しかし、市内で操業する既存工場からは、敷地に余裕がなく、緑地面積率の確保が難しいため、老朽化による建替えや、生産性・競争力向上のための設備投資を進めることが困難という相談を受けている状況があります。
- 一方で工場立地法等では、地域の実情に合わせ、工業地域や準工業地域等の限られた用途地域では、国の定める範囲の中で緑地面積率等を定めることを可能としています。

6. アンケート調査・ヒアリング調査の結果

(1) 調査目的

工場立地法等では、地域の実情に合わせ、工業地域や準工業地域等の限られた用途地域では、国の定める範囲の中で緑地面積率等を定めることを可能としています。工場立地法で定める緑地規制等が事業活動に与える影響や課題等を把握するため、工場立地法の規制対象となる市内事業者（特定工場）へアンケート調査を実施し、市内企業の既存工業用地における再投資の促進及び操業しやすい環境づくりに向けた調査分析を行うものです。

(2) アンケート調査の概要

① 調査対象

本市内で、これまでに工場立地法に基づく届出を行った事業者（特定工場）40カ所。

② 調査方法

上記特定工場に案内票を郵送（希望する先には電子メールで送付）、回収。

③ 調査時期

令和6年8月6日（火）～令和6年8月26日（月）

④ 回答数、回収率

配布数	回収数	有効回答数	回収率
40	31	31	77.5%

(3) ヒアリング調査の概要

① 調査対象

本市内で、これまでに工場立地法に基づく届出を行った事業者（特定工場）4カ所。

② 調査方法

上記特定工場を訪問し、ヒアリングを実施。

③ 調査時期

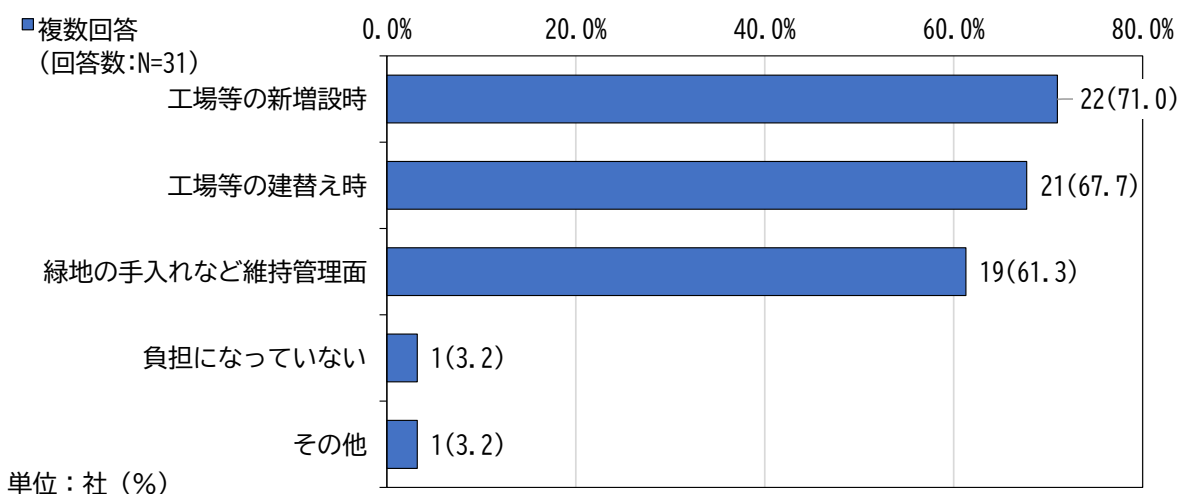
令和6年4月23日（火）～令和6年6月18日（火）

(4) アンケート調査結果

問1 工場立地法では環境の保全、周辺地域と工場との調和のため、緑地の設置を重視していますが、工場立地法で定める緑地の確保等が、貴社にとって負担となっていますか。負担となっている場合、どのような場面で負担になっていますか。
(複数回答可)

「工場等の新增設時」では71.0%、「工場等の建替え時」では67.7%が負担となっています。また、「緑地の手入れなど維持管理面」でも61.3%が負担と感じています。
「負担になっていない」は僅か1社となっています。

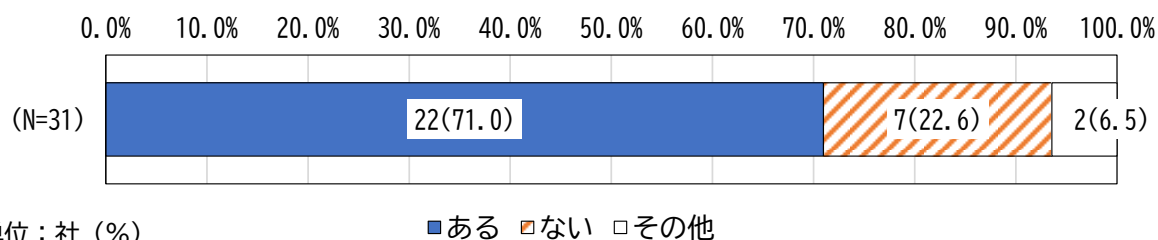
図表 工場立地法で定める緑地の確保等の負担感



問2 工場立地法では、企業が工場の新增設や建替えを行う際に、一定の緑地整備を求めています。当該規制が工場の新增設・建替えの障害となったことがありますか。

工場等の新增設時・建替え時に、工場立地法による規制が障害となったのは71.0%となっています。

図表 工場の新增設・建替え時に工場立地法による規制が障害となったこと



- 「その他」には次のような意見がありました。
 - 近い将来建て替えの可能性が高いが、その際に障害となる可能性を懸念している。
 - 建替え計画検討の際に障害となり、駐車スペースが少なくなるなど影響があった。

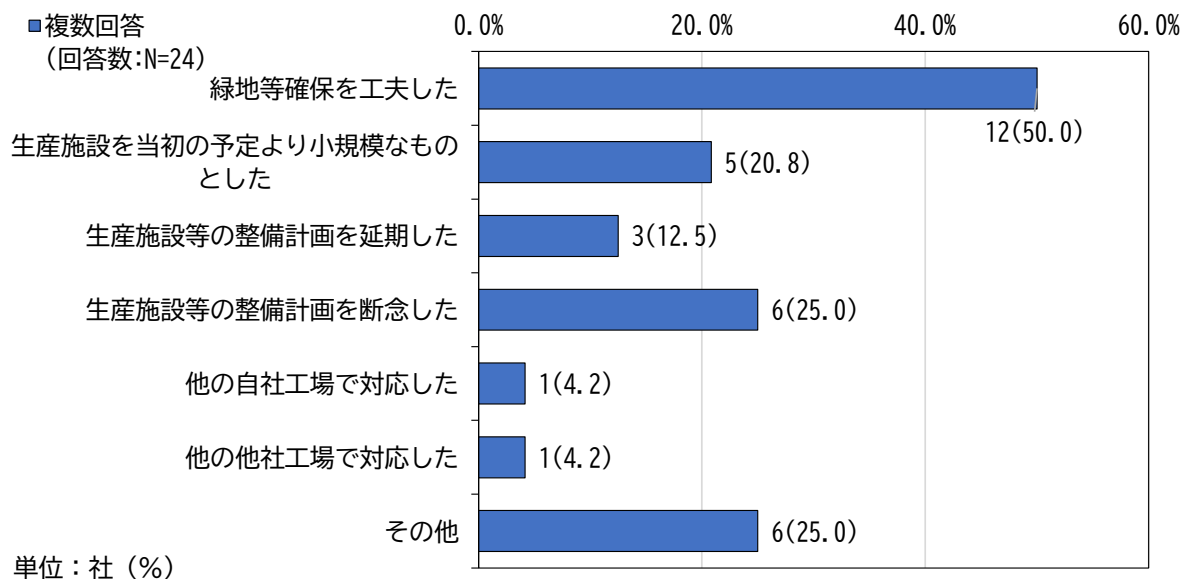
【問2で「ある」または「その他」と回答した場合】

問3 問2について、その後の対応について伺います。(複数回答可)

「緑地等確保を工夫した」が50.0%で最も多く、次いで、「生産施設等の整備計画を断念した」(25.0%)、「生産施設を当初の予定より小規模なものとした」(20.8%)となっています。

「生産施設を予定より小規模にした」「整備計画を延期・断念した」「他の自社工場、他社工場で対応した」では、市内特定工場の再投資に影響が出ていると考えられます。

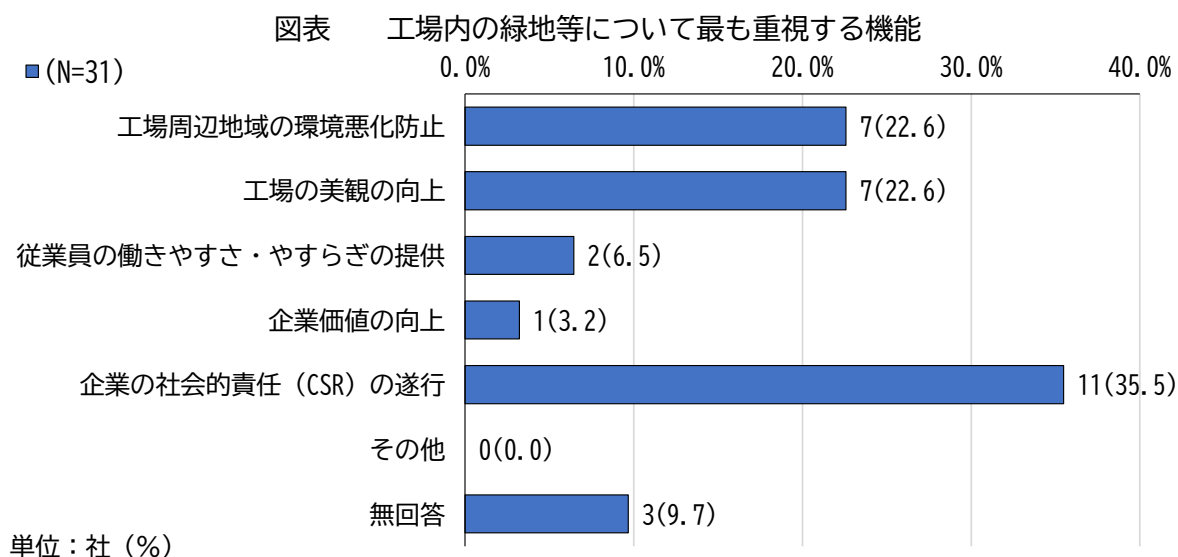
図表 工場の新増設・建替え時に工場立地法による規制が障害となった際の対応



- 「その他」には次のような意見がありました。
 - 駐車場やトラックヤードの確保への影響があった。(2社)
 - 建屋の更新を検討した際に工場立地法に沿った緑地確保が出来ず、建替えを断念した。
 - 生産設備等の整備計画を断念し、違う方策を検討中。
 - 他社への賃貸土地の一部を返却してもらった。

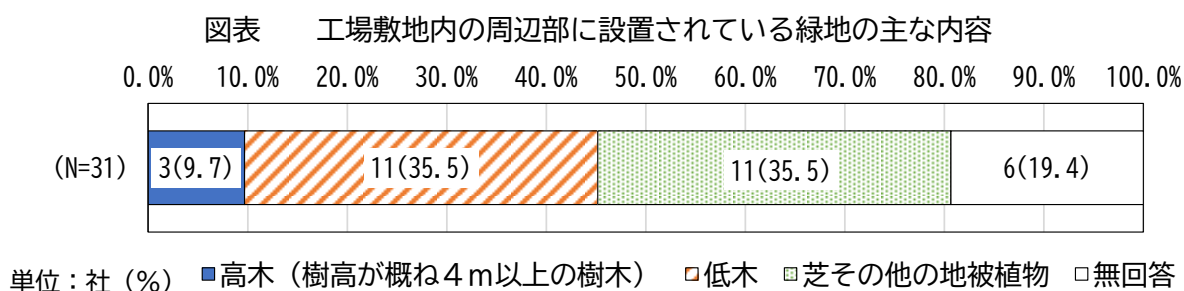
問4 貴事業所において工場内の緑地等について最も重視する機能は何ですか。

「企業の社会的責任（CSR）の遂行」が35.5%で最も多く、次いで「工場周辺地域の環境悪化防止」「工場の美観の向上」がいずれも22.6%となっています。



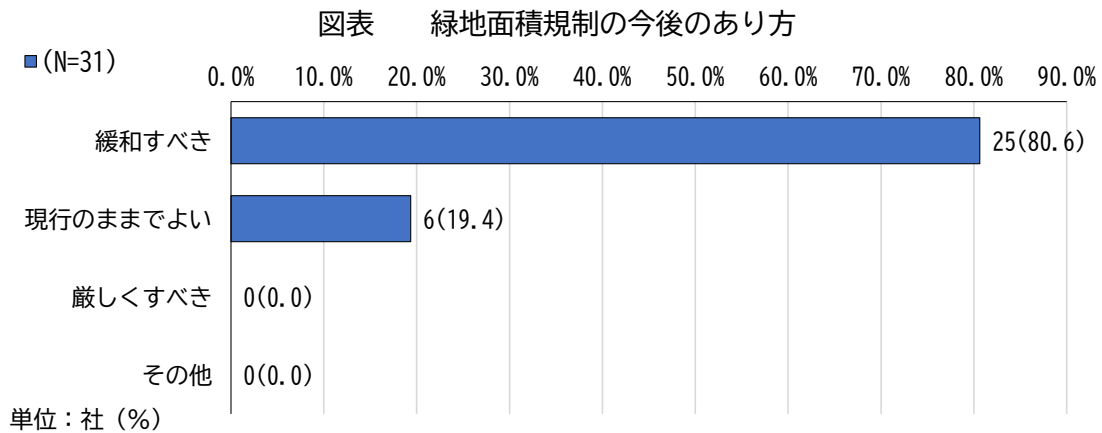
問5 貴事業所で工場敷地内の周辺部に設置されている緑地について、主な内容は何ですか。

「低木」「芝その他の地被植物」がいずれも35.5%で最も多くなっています。



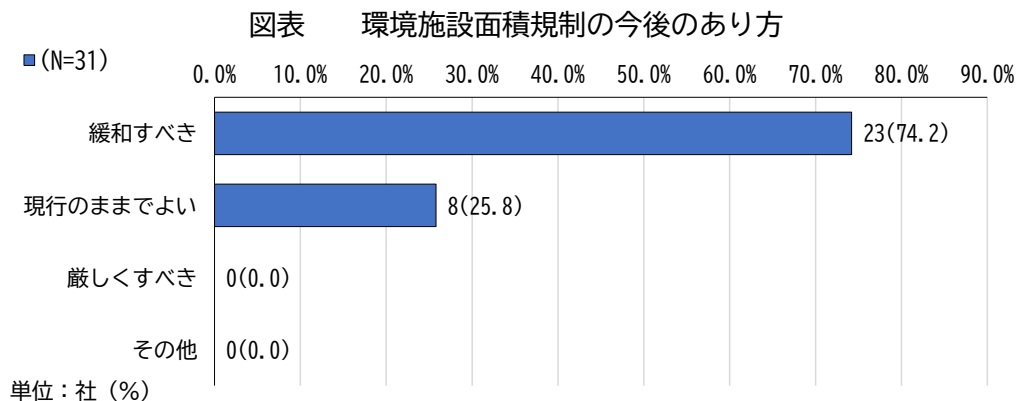
問6 緑地面積規制の今後のあり方についてお伺いします。

「緩和すべき」が80.6%で特に多くなっています。



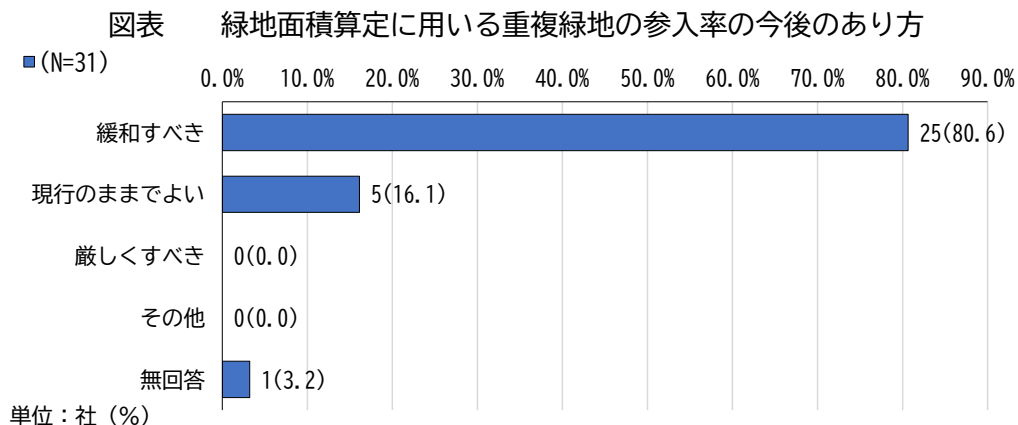
問7 環境施設面積規制の今後のあり方についてお伺いします。

「緩和すべき」が74.2%で特に多くなっています。



問8 重複緑地の緑地面積算定に用いる緑地への参入率の今後のあり方についてお伺いします。

「緩和すべき」が80.6%で特に多くなっています。

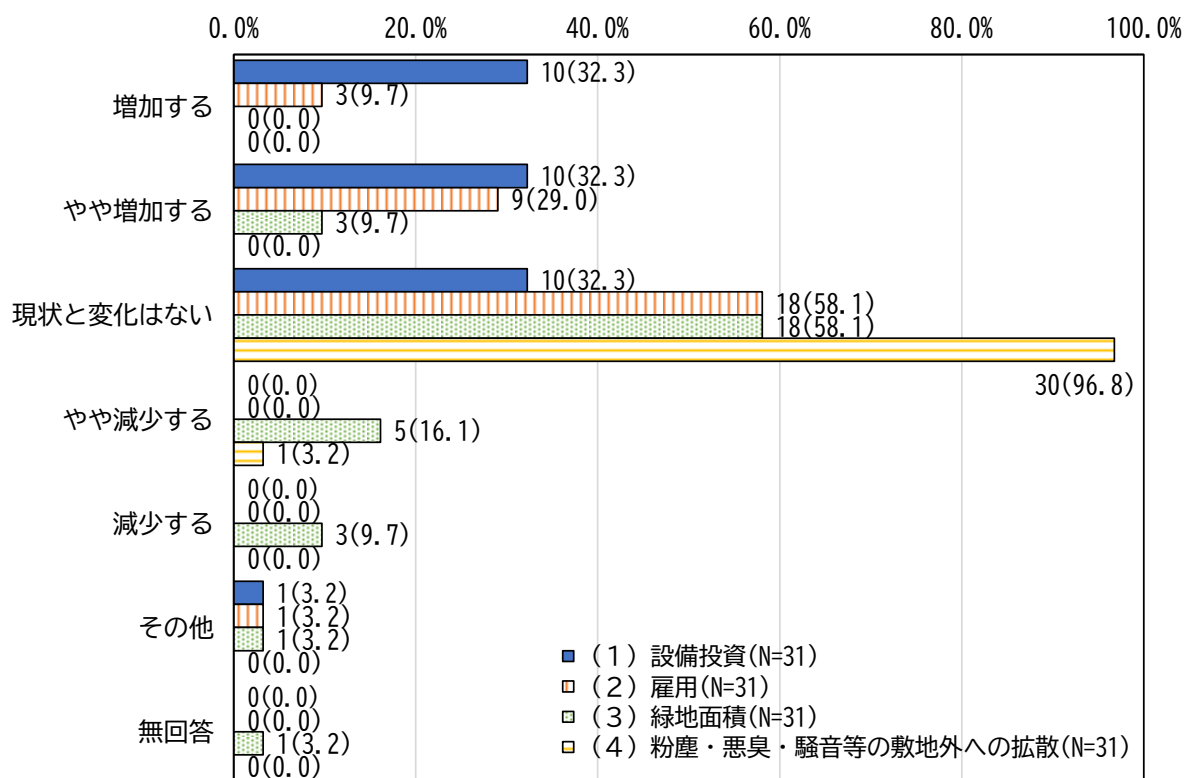


問9 緑地面積規制等が緩和された場合、下記の項目について貴事業所でどのような変化があると思われますか。

- (1) 設備投資、(2) 雇用、(3) 緑地面積、
(4) 粉塵・悪臭・騒音等の敷地外への拡散

「(1) 設備投資」は「増加する」「やや増加する」となっており、「(2) 雇用、(3) 緑地面積、(4) 粉塵・悪臭・騒音等の敷地外への拡散」はいずれも「現状と変化はない」が最も多くなっています。

図表 緑地面積規制等が緩和された場合の変化
(1) 設備投資、(2) 雇用、(3) 緑地面積、(4) 粉塵・悪臭・騒音等の敷地外への拡散



「その他」には次のような意見がありました。

(1) 設備投資

- 緑地確保により実施することが出来なかった設備投資が検討できる可能性がある。

(2) 雇用

- 従業員の減少を抑えることができる。

(3) 緑地面積

- 新增設や建替えを行った工場の屋上を緑化した場合は、増加します。

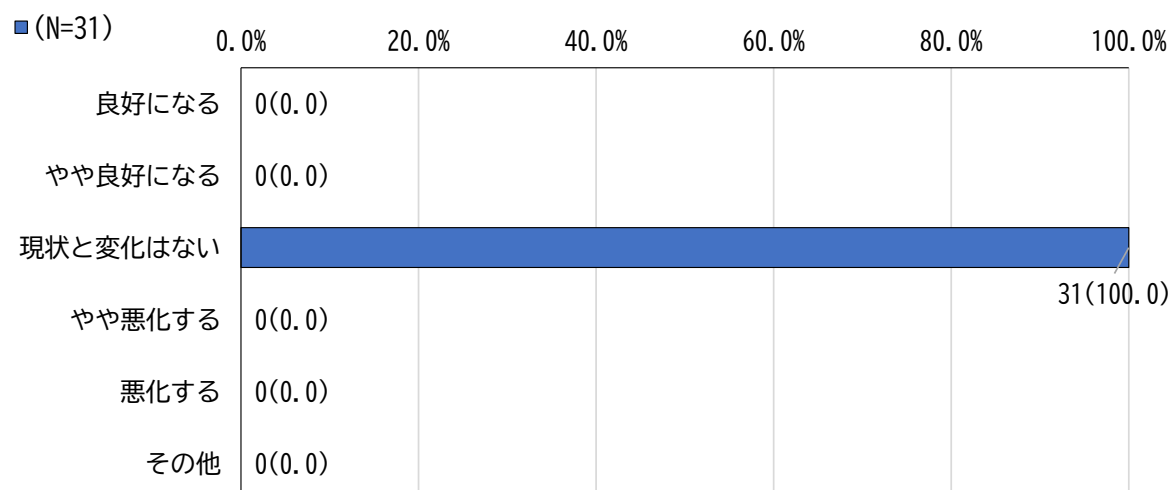
問9 緑地面積規制等が緩和された場合、下記の項目について貴事業所でどのような変化があると思われますか。

(5) 周辺地域との関係、(6) 事業活動の行いやすさ

(7) その他予想される変化(具体的な内容とその理由をご記入ください。)

「(5) 周辺地域との関係」は、すべて「現状と変化はない」となっています。

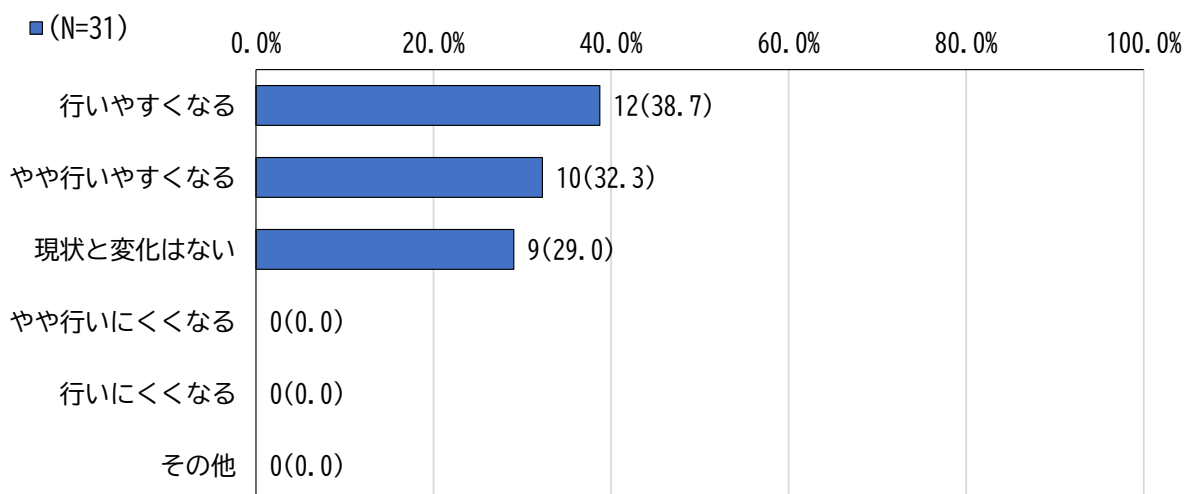
図表 緑地面積規制等が緩和された場合の変化 (5) 周辺地域との関係



単位：社 (%)

「(6) 事業活動の行いやすさ」は、「行いやすくなる」が38.7%、「やや行いやすくなる」が32.3%となって、これらを合わせて71.0%が事業活動は行いやすくなるとなっています。

図表 緑地面積規制等が緩和された場合の変化 (6) 事業活動の行いやすさ



単位：社 (%)

「(7) その他予想される変化」では、次のような意見がありました。

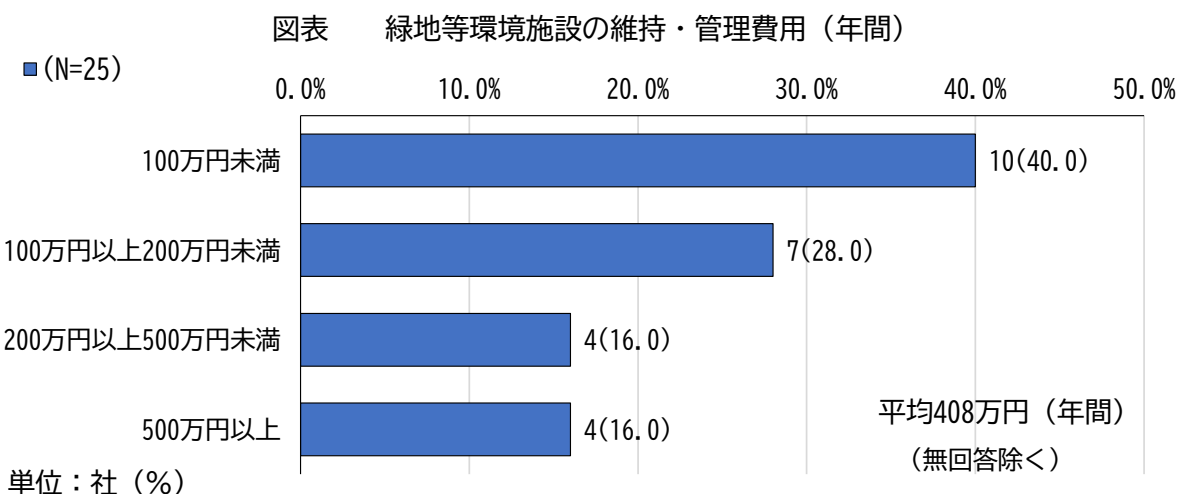
- 緑地確保をするために、事業規模を縮小せざるを得ない計画を一部開始できる可能性がある。
- 緑地面積を下げるにより、虫の発生を抑制することができる。
- 実際に増改築検討する段階になれば、建築案の幅も広がり検討を行いやすくなると思います。
- 新增設や建替えを行った工場の屋上に太陽光パネルを設置した場合は、CO₂を削減できます。

問10 貴事業所における緑地等環境施設の維持・管理に要している費用（散水・剪定など）について教えてください。

- ① 合計（年間費用）
- ② 緑地等環境施設 1 m²あたり（年間費用）
- ③ その他（例：上記の他、落ち葉拾いは従業員有志で実施している など）

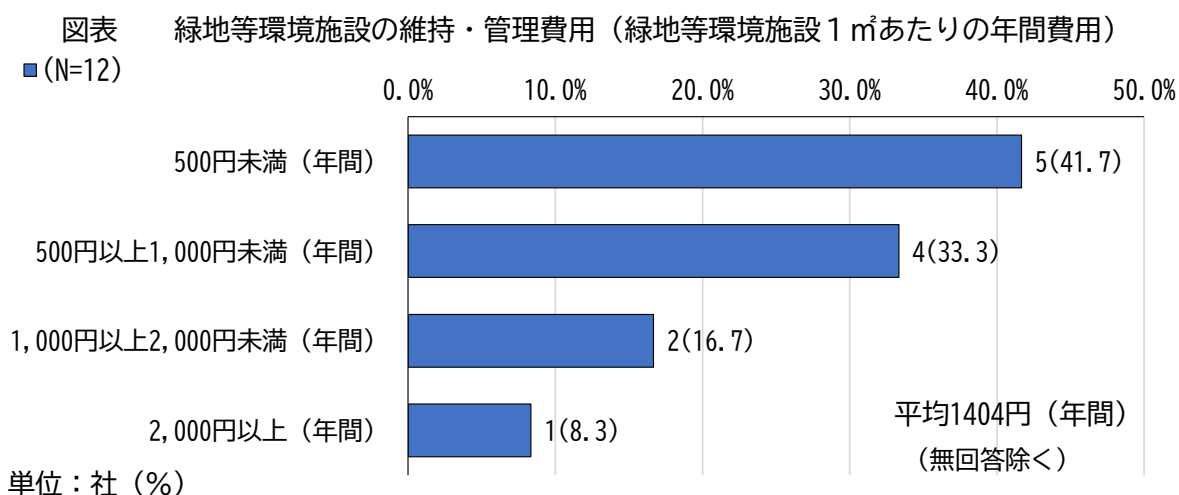
① 合計（年間費用）

緑地等環境施設の維持・管理に要している年間費用の合計は、「100 万円未満」が 40.0% で最も多く、平均 408 万円となっています。



② 緑地等環境施設 1 m²あたり（年間費用）

緑地等環境施設 1 m²あたりの年間費用は、「500 円未満」が 41.7% で最も多く、次いで、「500 円以上 1,000 円未満」が 33.3% となっています。平均は 1,404 円となっています。



③ その他（例：上記の他、落ち葉拾いは従業員有志で実施している など）

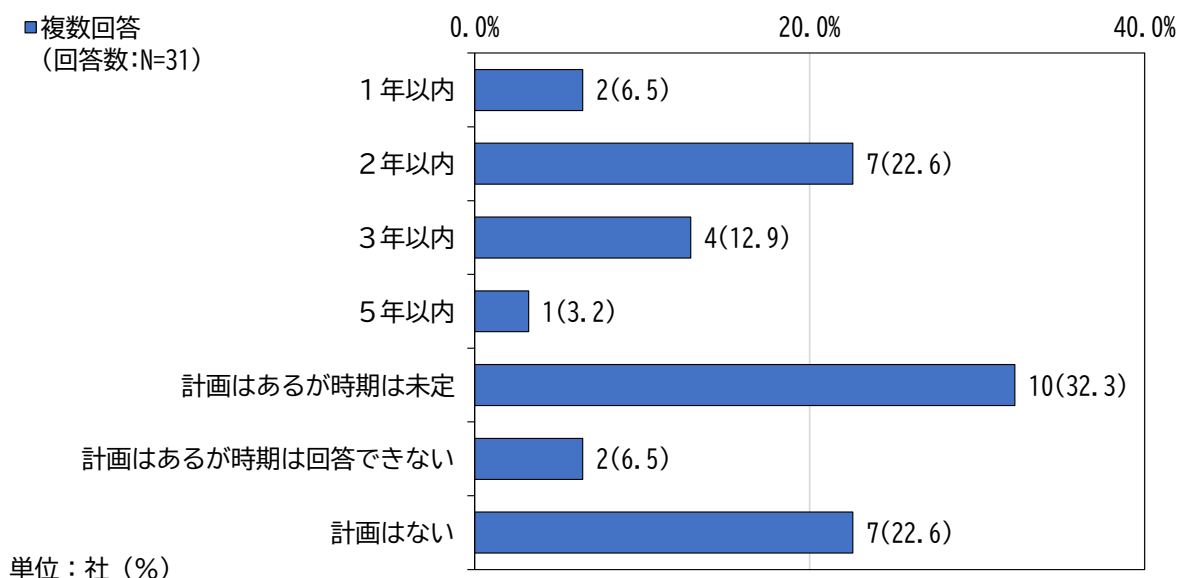
主に次のような意見が挙がっています。

- 芝刈り、落ち葉拾い等は従業員で定期的実施。（10 社）
- 剪定、緑地の一部散水や落ち葉拾いは清掃業者などにて実施。（2 社）
- 草刈り機、芝刈りロボットを購入した。（2 社）
- 枚方市アダプトプログラムに所属しています。

問11 現時点で、貴事業所において生産施設面積の拡大を伴う設備投資計画がある場合、いつ頃を予定していますか。（複数回答可）

「計画はあるが時期は未定」が 32.3%で最も多く、次いで、「2 年以内」「計画はない」がいずれも 22.6%となっています。

図表 生産施設面積の拡大を伴う設備投資計画



問12 市町村で特定工場の緑地及び環境施設の規制基準を緩和する場合に、特定工場へ市内の緑化活動（周辺地域の公園等の保全活動や、緑化整備に対する寄付）への協力をお願いしている事例がありますが、そのような対応についてご意見等がございましたらご記入ください。

①周辺地域の公園等の保全活動について

- 回答事業所 10 社のうち、肯定的意見 7 社、否定的意見 1 社、無回答 2 社となっています。

②緑化整備に対する寄付について

- 回答事業所 10 社のうち、肯定的意見 2 社、否定的意見 2 社、無回答 6 社となっています。なお、肯定的意見では、いずれも「高額でなければ」「負担が大きくなり過ぎない範囲」という条件付きとなっています。

問13 その他、工場立地法の規制に対してご意見等がございましたらご記入ください。

12社から回答がありました。

- 緑地率規制緩和の希望（7社）
 - ・ 緑地率 20%の確保が困難
 - ・ 食品用、衛生材用製品の製造のため緑化を進めると防虫が問題 など
- 緑地以外の方法、緑地率算定方法の検討（4社）
 - ・ 緑地以外にも環境や美化に配慮した取組みはあるのではないか。
 - ・ 近隣に確保した土地の緑化で算入できないか。
 - ・ 敷地を有効利用できるように緑地算定を平面的ではなく立体的にできないか。
 - ・ 公園の保全活動、緑化整備の寄付など代替方法があればありがたい。
- その他（4社）
 - ・ 太陽光パネル設置補助、緑地算入などを他市町村と同調できないか。
 - ・ 緑地よりも道路関連を優先的に整備できないか など

（5）ヒアリング調査結果

ヒアリング調査結果の内容は次の通りです。（抜粋）

- A社：工場敷地内に余剰地がない。緑地面積の確保が困難であるため、老朽化施設の建替え計画が進んでいない。生産設備の増設や、老朽化した施設の建替えといったポジティブな対応への検討、計画が事業者としてできない。生産能力が増強できず、海外工場に拠点を奪われつつあり、危機感を感じている。
- B社：長く枚方で工場を操業しており、今後も枚方での操業を続けていきたいと思っているが、建物設備の更新を必要としている。敷地が狭く、緑地確保できる面積、スペースがないため、工場立地法での緑地規制が課題となる。
- C社：既存の老朽化した工場設備や建物を廃棄して新しい設備や建物に置き換えていく必要がある。緑地整備は必要と考えているが、敷地内に余剰地がない状態。工場再編を検討する際、その都度試算して緑地を増やしているが、現行基準の緑地率 20%まで上げることは現実的に難しい。
- D社：敷地内に余剰地がなく、新たな緑地整備が難しい。古くなった建屋の建替えを計画したいができない。工場設備を増設し、生産能力を上げたいが、緑地の確保が困難なため実施できない。

(6) 調査結果のまとめと課題

① 緑地確保等についての負担感

工場立地法に基づく緑地の確保等について、負担とを感じる場面は、「工場等の新增設時」「工場等の建替え時」となっています。

② 緑地確保等についての障害と対応

工場立地法に基づく緑地規制について約7割が工場の新增設・建替えの障害(例えば、駐車スペースが少なくなる)となっています。

工場の新增設・建替えの障害への対応では、「緑地等確保を工夫した」が5割で、「生産施設等の整備計画を断念した」「生産施設を当初の予定より小規模なものとした」がそれぞれ2～3割となっています。

「生産施設を予定より小規模にした」「整備計画を延期・断念した」「他の自社工場、他社工場で対応した」では、市内特定工場の再投資に影響が出ていると考えられます。

③ 緑地等についての最も重視する機能

事業者の工場内の緑地等について最も重視する機能は、「企業の社会的責任(CSR)の遂行」が4割弱、「工場周辺地域の環境悪化防止」「工場的美観の向上」がそれぞれ2割強となっています。

④ 緑地面積規制、環境施設面積規制、重複緑地の緑地面積算定などの今後のあり方

緑地面積規制、環境施設面積規制の今後のあり方については、7割～8割が「緩和すべき」となっています。

また、緑地面積算定に用いる重複緑地の参入率の今後のあり方についても8割が「緩和すべき」となっています。

緑地面積規制等が緩和された場合、「設備投資」は増加する、「雇用」、「緑地面積」、「粉塵・悪臭・騒音等の敷地外への拡散」、「周辺地域との関係」はいずれも現状と変化はない、「事業活動の行いやすさ」は、行いやすくなるとなっています。

⑤ 特定工場の緑地及び環境施設の規制基準を緩和する場合の市内の緑化活動への協力

市町村で特定工場の緑地及び環境施設の規制基準を緩和する場合に、特定工場へ市内の緑化活動(周辺地域の公園等の保全活動や、緑化整備に対する寄付)への協力をお願いしている事例について、「周辺地域の公園等の保全活動」では、肯定的意見が多く、「緑化整備に対する寄付」については、肯定的意見、否定的意見でわかれているものの肯定的意見でも「高額でなければ」「負担が大きくなり過ぎない範囲」という条件付きとなっています。

以上のように、緑地や環境施設の面積規制は、ほとんどの事業者で緩和が望まれています。これは、ヒアリング調査からも「工場敷地は狭く余裕がないため緑地確保は困難」、「工場再編を検討する際、その都度試算して緑地を増やしているが、現行基準の緑地率20%まで上げることは現実的に難しい」などの結果が得られており、特定工場が今後も本市で継続的に操業して産業を支えていくため、また、市民の雇用を守るために、既存の工場用地における緑地及び環境施設の規制基準の緩和が望まれます。

資料編

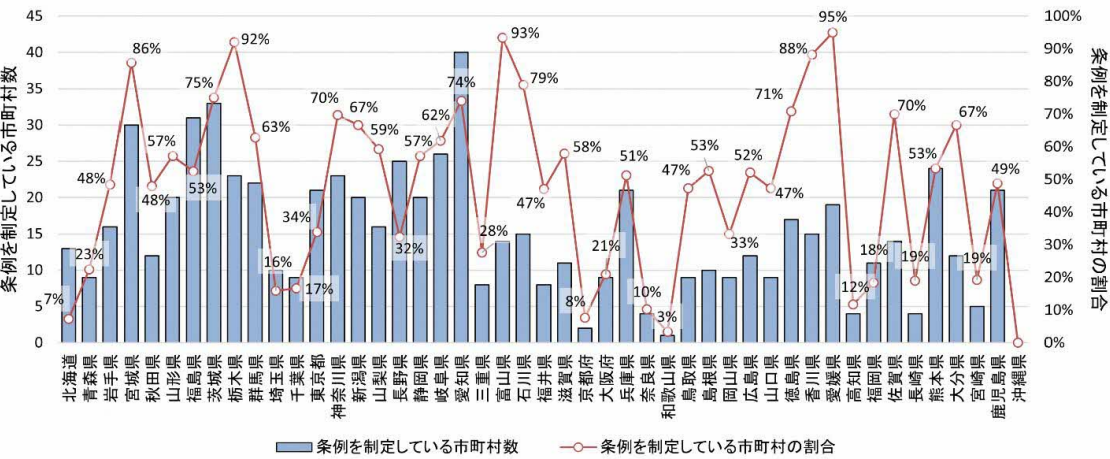
(1) 工場立地法の地域準則条例の制定状況（全国）

【各法律に基づく地域準則条例の制定状況】

根拠法令	条例制定市町村数	制定割合
工場立地法	520 市町村	30%（※1）
地域未来投資促進法	191 市町村	11%（※1）
総合特別区域法	16 市町村	13%（※2）
東日本大震災復興特別区域法	37 市町村	16%（※3）
国家戦略特別区域法	1 市町村	0.3%（※4）
いずれかの条例を制定	707 市町村	41%（※1）

- ※1 全国 1,741 市町村のうち、条例を制定した市町村の割合。
※2 総合特別区域法に定める国際戦略総合特別区域計画の作成主体となっている 125 市町村のうち、条例を制定した市町村の割合。
※3 東日本大震災復興特別区域法に指定される 227 市町村のうち、条例を制定した市町村の割合。
※4 国家戦略特別区域法に定める国家戦略特別区域にある 335 市町村のうち、条例を制定した市町村の割合。

【都道府県別 管内市町村の条例（上記5法令に基づくいずれかの条例）の制定状況】



資料：工場立地法規制の運用状況調査結果（2021 年度分）
2023 年 4 月経済産業省地域企業高度化推進課

(2) 工場立地法の地域準則条例の制定状況（大阪府内自治体）

■国家戦略特別区域法に基づく準則条例

自治体	環境施設面積率	内、緑地面積率	重複緑地参入率	区域
泉大津市	10%以上	5%以上	100%以内	夕凧町（泉大津フェニックス）
堺市 （特例既存工場のみ）	15%以上	15%以上	25%以内	その他の区域
	10%以上	10%以上		準工業地域
	5%以上	5%以上		工業地域、工業専用地域
八尾市	15%以上	15%以上	100%以下	準工業地域
	10%以上	10%以上		工業地域、工業専用地域

■工場立地法に基づく準則条例

自治体	環境施設面積率	内、緑地面積率	重複緑地参入率	区域
大阪市	20%以上	15%以上	25%以内	準工業地域
	15%以上	10%以上		工業地域、工業専用地域
堺市	20%以上	15%以上	25%以内	準工業地域
	15%以上	10%以上		工業地域、工業専用地域
岸和田市	20%以上	15%以上	50%以内	準工業地域
	15%以上	10%以上		工業地域、工業専用地域
高槻市	20%以上	15%以上	25%以内	準工業地域、市街化調整区域等
	15%以上	12%以上		工業地域
河内長野市	20%以上	15%以上	50%以内	準工業地域、市街化調整区域等
	15%以上	10%以上		工業地域
高石市	15%以上	10%以上	50%以内	工業専用地域
泉佐野市	15%以上	10%以上	50%以内	準工業地域
	10%以上	5%以上		工業地域、工業専用地域
岬町	15%以上	10%以上	25%以内	工業地域、南部大阪都市計画多奈川、多目的公園地区計画の区域
門真市	15%以上	10%以上	50%以内	準工業地域
	10%以上	5%以上		工業地域